

(案)

追加資料

府消委第 号  
平成28年1月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二

答 申 書

平成27年1月20日付け消取引第899号をもって当委員会に諮問のあった、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規律の在り方について、下記のとおり答申する。

記

別添「特定商取引法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、法改正による対応が必要な事項については速やかに特定商取引に関する法律の改正法案を策定した上で国会に提出し、また、政省令の改正を行うなど、必要な取組を進めることが適当である。